|  |
| --- |
| 第２回志摩市いじめ問題対策連絡協議会　会議録 |
| １．開催場所 | 志摩市役所　４０３会議室 |
| ２．開催日時 | 令和７年２月２７日（木）　１４時００分　開会　　１４時５０分　閉会 |
| ３．出　席　者 | ・いじめ問題対策連絡協議会委員　１１名　小林委員、井上委員、舘委員、米奥委員、竹内委員、宗田委員、河原委員、　橋本委員、河原委員、石田委員、金光委員・事務局　４名 |
| ４．欠席委員 | 岡村委員、岩城委員 |
| ５．会議案件 | ・いじめ防止対策に係る具体的な取組について・その他 |
| ６．議事概要 | （事務局）ただいまから、第２回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。ここで本日の会議の定足数の確認を行います。本日、11名の委員に出席いただいております。委員の過半数の出席がありますので、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。初めに、事前に送付させていただいた資料について確認させてください。事項書、資料No.1の令和6年度志摩市小中学校いじめ認知件数、資料No.2の令和6年度志摩市いじめ防止対策に係る主な取組、資料No.3のいじめ防止強化月間の取組例の4資料です。もしお持ちでない場合はお申し出ください。よろしいですか。それでは、ここからの進行は小林会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。（小林会長）皆さん、こんにちは。お忙しい中、本会議に出席いただきましてありがとうございます。司会を務めます校長会代表の文岡中学校の小林です。それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。まず、議題1、いじめ防止対策に係る具体的な取組について、事務局から説明をお願いします。（事務局）失礼します。少しばかりお時間をいただきますのでご了承ください。それでは令和6年度志摩市いじめ防止対策に係る主な取組事例として、話をさせていただきます。(1)「いじめ見逃しゼロ」提言に基づく校長会研修、①「いじめの積極的認知」の必要性です。4月、第1回志摩市小中校長会において、「いじめ見逃しゼロ」の提言を再度周知し、積極的認知の必要性を再確認しました。資料No.1のとおり、本年度4月から１２月までのいじめ認知件数は、小中学校合わせて８７件（昨年度、６７件）でした。昨年度の年間認知数が８９件ですから２学期末で考えますと昨年度の認知件数を上回っている状況となっています。これは、いじめ事案そのものの増加ということもあるのかもしれませんが、全体の内容等を見てみると、小さなトラブルや問題においても、いじめの定義に基づき、いじめ事案として対応している表れであると事務局は捉えています。引き続き、いじめに対するアンテナを高くし、積極的な認知の重要性を発信していきます。(2)生徒指導担当者を中核にした全教職員対象の研修会の実施です。三重県警察本部生活安全部少年課による「ネットトラブルの未然防止と対応策について」、皇學館大学教育学部の渡邉賢二教授による「不登校児童生徒の多様な支援について考える」、三重大学教育学部の瀬戸美奈子教授による「不登校児童生徒への対応～保護者と連携する～」、皇學館大学教育学部の吉田直樹教授による「学校現場における児童虐待への対応と家庭支援」について、お話をいただきました。また、志摩市役所法務監の石田弁護士による「学校リスクマネジメント」など各学校のミドルリーダーや生徒指導・不登校担当さらに管理職などを対象とした研修会を開催しました。管理職・教員研修内での事例検討やワークショップ等行われていますが、今年度はケース会議が多く行われています。12月末時点で、40件のケース会議が行われました。ケース会議の増加は、令和元年に発生した、不登校重大事態を受けて、学校と教育委員会が確認をした6つの提言がもとになっています。ケース会議を進めるに当たって、「各関係機関が、何を、いつまでに、どうやって」を確認し、次の会議の開催時期が必然的に決まるような流れを意識し行っています。特に、不登校児童生徒について、会うことができない、関係機関とどこにもつながっていない児童生徒をゼロにする、ということを一番大事にしています。(3)教育委員会におけるいじめ認知の二重チェック体制の構築、①一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査の実施です。先ほどもお話しましたが、6月、9月、11月に実施し、今月も実施を予定しています。アンケート結果が別紙2にまとめてあります。小学校では、学年にかかわらず、生活アンケートでのいじめの認知や、アンケート以外でもいじめの認知が同等数あります。中学校では、主に１年生がアンケートでのいじめの認知となっており、学年が上がるにつれ、本人や周りの生徒から教職員に相談があり、いじめとして認知されている状況です。また、中学校では、年齢や学年が上がるごとに、小さな嫌なことを我慢して過ごしていたり、あるいは、気にしないようにして、事がなかったかのようにしてしまう傾向もあります。今一度、いじめ事案が埋もれてしまうことのないよう、また、いつでも誰にでも話せる環境づくりができているかどうかなど、「いじめの見逃し」がないように、継続して発信をしていきたいと思います。②いじめ・不登校対策連携会議の定例開催です。月1回の定例会として実施しています。不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒を総合教育センターと学校教育課で連携して把握し、情報の共有を図るとともに、関係機関とのつながりや学校と保護者・本人とのかかわりを確認し、どこともつながっていない場合には、早急に学校へ働きかけていきます。③各校からあげられた情報や学校からの聴き取りをもとに、関係機関との積極的な連携です。少年非行など、学校だけでは対応がむずかしい場合は、警察、病院、児童相談所等の関係機関との連携・協働を行っています。学校と教育委員会が連携し、丁寧な声掛け、聞き取りとスピード感ある対応を進めていきます。(4)関係機関・外部機関との連携による取組、①ＳＮＳに係るトラブル防止等、保護者啓発を含めた視点での取組・②「いじめ予防事業」の継続的な取組です。SNSに係るトラブル防止等、保護者啓発の取組として、昨年度、志摩市いじめ問題専門委員会で助言いただいたことを踏まえ、今年度も来春、中学校へ入学する説明会の場で、鳥羽警察署と連携しスマホ等の使い方についての注意喚起を行っています。中学校で起こっているネットトラブルの事例や闇バイト等、低年齢化しているネット犯罪について、より具体的な話題を、保護者に伝えています。そして各校では、子どもたちのインターネットの安全・安心な利用を学ぶ学習会も外部団体を活用して実施しています。③保護者支援の充実です。不登校児童生徒の話題となりますが、志摩ふれあい教室では、志摩市の小中学校の保護者を対象に、「不登校を考える親の会」が12月20日（金）に開催されました。残念ながら、交流会まで参加された保護者は1名だけでしたが、講師を務めていただいた、フリースクール三重シューレ代表の石山先生の講演では、シューレの子どもたちの生の声を交えた具体的な内容で、親子関係の大切さや自己肯定感を育むために大事なことを伝えていただきました。参加された保護者の感想を紹介します。現状、自分で不登校の情報などを収集してはいないのですが、不登校の期間が長くなってきて、「学校に行かせなくては！」という気持ちから「まあ、今はいいのか・・」という考えに変わっている状況だった。ただ、このままどこまで続くのか・・が不明で不安でしたが、事例等が聞けてよかったです。とのことでした。会の終了後、ふれあい職員と保護者との話の中で、「不登校というとやはりネガティブなイメージがあり、このような場に来るという一歩がなかなか踏み出すことができないのでは・・」や「私は、他の保護者はどんなふうに子どものことを考えているのか聞いてみたかったけど、知っている人にも会うかもしれないと思って来にくかったのではないかなぁ」という貴重なご意見をいただきました。課題点もありますので、今後の取り組みに生かしていきたいと思います。④志摩市総合教育センターの臨床心理士の追加配置です。本年度も、市の直接雇用で、臨床心理士を1名、総合教育センターに配置し、相談活動を強化しています。それに伴って、昨年度と同様、児童生徒及び保護者のさまざまな教育等に対する相談に応えられている現状があります。(5)児童生徒の自主的な活動の推進、①志摩ふれあい人権フォーラムといじめフォーラムとの融合です。市内小中学校では、人権カリキュラムを柱とし、人権教育の取組が続けられています。今年度の志摩ふれあい人権フォーラムでも「差別は許さない」という視点のもと、フロアーに集った児童生徒から、自分の感じたことを自分の言葉で発信する姿がたくさん見られました。志摩市のフォーラムを経験した子どもたちは、各校でのフォーラムの場で、差別解消への熱い思いを発信しています。また、「自分を見つめるために書いた作文」の取り組みをとおして、三重県人権教育基本方針に謳われている、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」が、いじめを含めたあらゆる人権課題の解決へとつながっていることと認識し、今後も人権フォーラムからいじめ問題も考えられる場となるよう働きかけていきます。②いじめ防止強化月間等における児童会・生徒会等の積極的な取組と発信です。「三重県いじめ防止条例」では、４月と１１月をいじめ防止強化月間と定められています。資料４で示したような取組を各校が独自に考え実行していました。三重県が発出している「いじめ防止」をテーマとした取組を参考にし、今後も取り組んでいきたいと思います。(6)魅力ある学校づくりです。いじめ・不登校の未然防止への取組として、①学校・家庭・地域の環境整備、②自己肯定感の涵養を目指したレジリエンスの育成、③SC、SSWを活用した個別支援を行っています。志摩市では、学校外の居場所として「ほっとるーむ」を３つの中学校区で開設しています。不登校の要因はさまざまなので、それぞれの子どもたちにどのような支援が必要なのか、模索しながらの取り組みですが、子どもの状況に合わせた対応で開設しています。例えば、ある生徒は、午前中に開設している文岡中学校区「ほっとるーむ」に行き、それを終えると、学校へ給食を食べに行く生徒がいたり、またある生徒は、学校外ではなく、通学校（東海中学校）に行き、教室でなく別室でほっとるーむ職員と活動をしエネルギーを溜めるなどしています。いじめ・不登校の未然防止にむけ、これまでに行った取組の成果等を検証しながら、子どもたちの居場所があり、それぞれが絆で結ばれた学校づくりを進めていきます。(7)「見守りフィルター」による自殺関連サイトへのアクセス見守りと早期サポートの実施です。児童生徒にタブレット端末が貸し出され、授業や家庭学習で活用されています。そのような学習のなかで、自殺をほのめかすワードを検索する児童生徒がいます。そういった児童生徒を早期に発見し、速やかな状況を把握するため、子どもの見守りを行うシステムを導入し、運用しています。1月までで15回のフィルター検索がありました。学校生活に困り感を持つ生徒や厳しい家庭環境の児童生徒がいて、その児童生徒の学校でのサポート体制を強化しています。（小林会長）ありがとうございました。ここまで、事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ないようですので、質問等に限らず、本日は様々な分野からご出席いただいておりますので、それぞれの分野で取り組んでいただいていることや、それぞれの立場で日頃感じておられることをはじめ人権その他広く捉えていじめ防止につながるような観点から意見交換できればと思いますが、いかがでしょうか。（井上委員）3点あります。まず先ほど樋田指導主事が説明された資料№2、（1）①の「いじめの積極的認知」に関わって、現に私の所属する小学校では少し増えておりますが、一方で、積極的に担任を含めた職員が認知することは、子どもたちとしっかり話し合える場づくりにもなります。つまり、いじめやトラブルに関しての聞取りが、ひいては仲間づくりにつながるほか、子どもたちの思いや生活背景を知るきっかけにもなります。そこから、現在、本校では、トラブルがあった子どもたちが、より仲良くなって生活しているっていう事例もありますので、積極的認知やその後の取組が各学校に普及してきたのかなと考えています。2点目として、（5）の児童会・生徒会の積極的な取組に関しては、やはり安心・安全という土台がないと、子どもたちが積極的に動かないという中で、いじめを含む様々なことに関して、私たちが子どもたちに安心・安全を伝え、その上に子どもたちの自主性と協調性を積み上げていくような、そういうイメージで、やっているということを再確認しました。3点目として、（6）の③不登校児童生徒支援のことに関してですが、ふれあい教室でのカウンセリングや東海中校区における「結」という「ほっとるーむ」に係る取組は、少し話を聞いてほしいという子ども達にとってのすごく有意義な場になっています。ふれあい教室には本当に助けていただいていることについて、この場をお借りして、お礼申し上げたいと思います。以上です。（金光委員）　資料№2、（7）の見守りフィルターに関して、大分一般的になりまして、件数も多い状況です。図書の検索等の目的で、「死ぬ」といったワードをインターネット上で検索しヒットするようなケースもありますが、少し心配なケースも中にはあります。見守りフィルターが作動すると、夜の10時や11時頃に、指導主事の方に連絡があります。そこから、それぞれの学校長、担任、担任から本人という流れで連絡・確認を行います。この仕組みも初めの頃はこんな時間に電話してもいいのかというふうな戸惑いもありましたが、学校においても、まずは安否確認ということで理解していただき、体制が確立しつつあると感じています。また、そのことをきっかけに担任や学校が子どもたちと話をしてもらえればなと思います。その他、ＩＣＴ関係で補足しますと、現在、中学校１・２年生のタブレットにココロボというメンタルヘルスの相談ができるようなアプリを試験的に導入しているところです。ともすると、いじめが原因でメンタル不調となるというケースもありえる中で、有効に活用できればなと思っています。また、来年度以降については、どういうふうな動きになっていくかを報告できればと思います。お知りおきください。以上です。（橋本委員）人権市民協働課の橋本と申します。先般、しまふれあい人権フォーラム、小中学校の発表の場に出席しました。そこで感じたことは、市内の小中学校全てが集まってきたあの場で、児童生徒は、しっかりした意見を持って発表しているなということです。普段、先生方が人権や差別といったことに関して、しっかり教育されているということが分かりました。多様な立場から、一人一人がそれぞれの意見を、100人以上いる中で発表していましたので、この子たちが高校生や大人になったときには、差別が少しでも減るのではないかという印象を持ちました。これからも、このような教育を続けていけば、本当に差別が少なくなるんじゃないかというふうに、印象を持ちました。以上です。（米奥委員）こども家庭課や学校など様々な関係機関と情報共有をしながら、子どもたちの登校見守りをしています。子どもたちの変化に気づけるようにと思い、毎朝、一人一人の様子に注意しながら、挨拶をし、声をかけています。その中で気になった子には、「大丈夫？」、「どうしたの？」というふうに声をかけていますが、信号が変わるのを待っている間に、自分の方から、学校とか家庭でのできごとなどを話してくれる子もいます。中には、不安なこと、昨日泣いたこと、殴られて嫌だったというようなことを話してくれた子もいました。大事なことを聞き逃さないようにと思い、どんな小さなことでも傾聴するように努めています。ある朝、複数の友達にからかわれて嫌そうにしている子を見つけたので、「どうしたの？嫌なん？」と声をかけてみたところ、「自分の名前をもじって言われる。それが嫌だ」と教えてくれました。「嫌なのであれば、嫌だからやめてと言えるといいね。自分で言える？」と話をすると、「言える」と言ったので、「そう。じゃあ、学校で言ってみて」と言葉をかけ、学校に向かう坂を上っていくのを見届けました。その子がすごく心配だったので、次の朝も同じ場所に立たせてもらって見守りをし、その子に尋ねてみました。すると、「嫌だからやめてとその子たちに伝えたら、「わかった」と言ってくれた」と話してくれました。その子が自分で解決できたということを確認でき安心しましたが、その後も注意して見守りながら声をかけさせてもらっています。その件については学校の方にも情報共有させていただきましたが、今後も、学校をはじめ、関係機関の方々と連携しながら、子どもたちを見守っていけたらと思っています。（舘委員）　鳥羽警察署です。先ほど説明いただいたところですが、中学校の入学前の保護者の説明会でネットトラブルの防止教室を開催しました。私が鳥羽警察署に来て2年経ちますが、その2年間で、中学校においてもネットのトラブルはあるなということを認知しています。例えば、相手の嫌な画像を送信したりなどということがあり、現実空間であれば、おそらく言えないことやできないことを、やはりネット上で、サイバー空間でとなると、善悪の判断がつかなくなるのかなということを特に感じることが多いです。そのため、ネットトラブル防止について保護者に知ってもらうこともそうですし、ネットモラルとしても、人を傷つけることは、やはりいけないことということを引き続き教育していただきたいということを日頃感じています。また、少年非行の関係については、去年・今年と、非行の件数は高止まりの状況で、コロナ前の水準よりも少し多い程度の数となっています。皆さんが外で活動しているので、小さな犯罪があるものと考えられるところですが、やはりそれも見守り続けるというか大きな犯罪にならないように日頃から健全に育成するというよう取組を行っています。例えば、不登校の中学生がネット上で知り合った友達と、出会ったその日に非行行為をするといった事案が発生しています。この場合、普段、会ったことのない友達であっても、一緒に集まったことで、気が大きくなってしまうということもあるのかなと考えられます。時代の変化を非常に感じますし、非行行為については、高校生の方が多い状況ですが、中学生でも広がってきているところを感じるところです。今後も警察としては非行防止に取り組んでいくところですが、社会においても引き続き各取組を推進していただければということで、紹介させてもらいました。以上です。（竹内委員）人権擁護委員に関わる部分で、少し話をさせていただきます。中学生は、夏休みの課題として、生徒全員に人権作文に取り組んでもらい、人権作文コンテストに応募してもらいました。私たちは学校推薦の作品しか目を通していませんが、いじめについて考える作文もありました。また、志摩市の生徒の作文ではありませんが、いわゆる不登校のこと、人間関係が苦手な自分と向き合い、自分にできることから、少しずつチャレンジしたいというふうに気持ちが変化してきたことを書いた作文もありました。こうした人権作文をクラスや学年で共有する取組を行っていただいていると思いますので、そのことがいじめ防止にもつながっていくのかなというふうに感じています。それから、就学前の子どもについては、9月に安乗保育所と磯部こども園、11月に浜島こども園と鵜方幼稚園で、それぞれ人権教室を行いました。内容は、歌と手遊び、人権のお話、人形劇、ウォークバルーンとのふれあいです。「森のお友達」という人形劇の内容は、お煎餅を取り上げたオオカミが心を改めて、「仲間に入りたい」と言うと、「意地悪をしないならいいよ」と動物たちが一緒に遊ぶというものです。直接いじめを扱った内容ではありませんが、保育所・幼稚園・こども園の子たちは、話をしっかり聞いて、劇もしっかり見てくれました。保育所・幼稚園・こども園の先生方の日頃からの指導によるものかなというふうに思います。小さい頃からお互いの違いを認め、ぶつかり合う経験をしながらも、仲直りしてまた遊べるという経験を通して、いじめ防止の素地を作っていくことになるのかなというふうに感じます。最後に、人権擁護委員は、こどもの人権110当番などで当番に行きますが、全体としてはそれほど相談件数が減っているわけではありませんが、津の法務局に行って当番をしていますと、体感として少ない感じがあります。また、ＳＯＳミニレターについても、伊勢協議会の中で返事を書きましたが、こちらも少し減っているように感じます。電話とか手紙というよりは、ＬＩＮＥとかＳＮＳでの相談の方に子どもたちのツールが変化しつつあるという感じがあります。子ども相談のＬＩＮＥ相談は、名古屋の本局などの所管であり、私たちが関わることはありませんが、ＬＩＮＥ相談件数は増えています。先ほど、学校教育課長から、中学校に心の相談ができるアプリを１人１台タブレット端末に入れるというお話がありましたが、ＬＩＮＥをはじめインターネットを介した相談がこれから多くなってくるのかなという気がしています。以上です。（河原委員）地域福祉課では、ひきこもり支援の事業を実施しています。その事業の一環で講演会をしたり、引きこもりの家族会を実施したりしています。家族会の中では、引きこもりの方がいる家族が、お互いの悩みや状況を共有する中で、家族の支援のあり方について、実際当事者であった講師の話やアドバイスを聞いて、家で参考にしながら対応してもらっています。やはり家族が変わらないといけないとか、当事者の一番近い家族が一番の支援者であるということも学びながら事業を実施しているところです。そのような家族会の中において、事業も令和4年から続いてきているところですが、当初は引きこもりとは何なのかという話から始まり、その時には、不登校と引きこもりは別問題だとか、そういった言葉も聞いたことがあります。ただ、家族会の話を聞いていく中で、学生ではない引きこもりの方について、やはり、不登校からつながってくるという事例もあり、例えばネットワーク会議を開くなど、現在、教育機関との連携というのもその事業の一環として実施しています。以上です。（河原委員）幼稚園です。いじめにつながるようなささいなこともみんなで話し合いを行っています。先程、舘委員から、ネット上では気が大きくなって、人を傷つけてしまうことがあるという話がありましたが、幼稚園においては、人の気持ちが分かる子どもを育てる保育をしています。そして、そのようなことを、幼児期のうちから身に付け、小学校へつなげていきたいなと思っています。（宗田委員）各機関の連携がなければ私の仕事は成り立たないと日頃から思い感謝しています。その中で感じていることが3点ほどあります。1点目は、乳幼児から高校生までを見ている中で、遡っていくと、先程、各先生が言われたとおり、小さなコミュニケーションのずれというのがいじめにつながるということを感じており、だからこそ、タブレットで誰かとつながったり、登校時の小さな変化の声を拾うなど、入口で拾っていけるような体制が非常に大きいと感じています。幼稚園においてもささいな言葉を拾って、それを話し合って、相手はこの言葉が嫌だったなど、そういう対話がずっとつながって続いていくのが大切です。例えば、本人がいじめだと思っていても相手はそう思っていないというケースがたくさんあります。その認識がずれていることが非常に問題で、重大事案として上がってくるケースも、遡っていくと、そのずれがあったということが非常に多いです。そのため、そのずれを把握し解消していくというのは、大切なことだと思います。学校において、小さなことであっても話し合える場づくりというものを、最近、現場の先生方は活発に実践されているという印象があります。このときにこの言葉を言ってこうなったからというような初動の対応によって、いじめは勿論のこと、自死対策の観点からも、早期に介入することで、よりつながりができ、広げられるという感じがありますので、この小さなコミュニケーションの把握し解消していくのが1つ大事だろうと思います。それから2点目は、やはり様々な居場所についてです。人権フォーラムや人権擁護の作文などで、変わる子がいます。実際に面接をしていて、そのような場で発表した子が、その後、すごく変わってきたという話も耳にします。やはり居場所というのは、1つの特定の場所があるということではなく、そういった人権学習の場も居場所ですし、それから毎日の朝の登校時の際に地域の方と会話する場というのも居場所ですし、それから現在3箇所ある「ほっとるーむ」も居場所ですし、さらには、新たに中学校を卒業した後も、居場所づくりを進めるような動きも認知していますが、とにかく社会と、誰かと、つながっているということが非常に大切で、どこかとつながるための体制づくりと細やかな居場所があちらこちらにあるといいなと思います。それから3点目は、縦の流れで見たところですが、高校生になってからようやく言えたという子がいたりします。ただ、それは、小中学校のときに見逃したということではなく、言えなかったというところがあって言えなかったのを、先生方は見守ってくれているという感じでした。だから何も言えないけれど、ただ、先生は分かってくれている。先生が無理やり言わそうとせずに、安心感・安全感を本人に感じさせながら、言えない自分でそれでいいと思わせてくれていたため、ようやく高校になって、それが言葉にできて、その時点で起こっている問題に向き合うことができるというケースもあるということをその高校生と話しているときにはすごく感じました。先生のそばにいると、ほっとできる、笑顔で話し掛けてくれる、そういったことを続けていくことで、その子が言語化できるときに、人を信頼できる感覚がより増えるという印象があります。私1人ではとても対応できない部分で、日々の細かいところ、身近な人や機関と連携していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。（石田委員）皆さん、それぞれの方面から支援していただき、ありがとうございます。私は、現在、志摩市役所の総務部に所属していますけれども、志摩市以外の市町村では、いじめで自死してしまったケースや、いじめで不登校となったケースで、親が代理になって、訴訟を起こしたというケースに出くわしてきましたが、今のところ志摩市ではそういった重大事案を担当しておらず、それは、初期の段階で、皆さんが、子どもたちのことを気にかけ、細やかな対応をしていただいている効果ではないかと思っています。私としては、例年、学校の先生方を対象として、研修（講習）も実施しているところですが、三重弁護士会には、子どもの権利に関する組織があり、いじめに限らず、法律に絡めて、学校に出張して、授業したりなどの取組を行っています。私は、幸いにも、来年度もいますので、そういったことも、協力させてもらいたいと思います。学校におけるトラブルについて、どうしようもない場合には、教育委員会を通して、私のところに相談があるものと想定されますが、そういったところまでいかなくても、積極的に協力させてもらいたいと思いますので、気軽に声をかけてください。（小林会長）今、それぞれの立場から、様々な取組や考えを共有していただいたところですが、共有のあった中で、更にもう少し聞きたいといったことはないでしょうか。または、更にこういうことを思ったという感想でも何かありましたらご発言ください。（石田委員）先程、米奥委員から、気になる子どもがいた場合の対応について共有があったかと思います。そういった場合は、どういった形で学校に情報を共有しますか。児童生徒の氏名も伝えていますか。（米奥委員）氏名を知らないこともよくありますが、そんなときには、特徴を学校に伝え、その情報をもとに学校側で児童生徒を特定してもらっています。（石田委員）学校としてはその情報を受けた場合には、その子どもについて注意して見守るといった対応を取るのでしょうか。（井上委員）聞取りを行います。ただ、そういった注意を要するケースだけでなく、「大きい声で挨拶してくれて気持ちがよかった」などという話を受けた際には、全体に紹介したりするなどもしています。（小林会長）いじめ防止と聞くと、何か特別なことをしなければならないとか、新たなことを実施しなければならないなどと考えがちですが、今、皆さんの話を聞いて、まさに普段、私たちがやっていることが、いじめ防止につながっており、意味があるということを改めて感じさせてもらいました。私は、学校の現場ですので、その現場でしっかり活かしていきたいというふうに思っております。ほかに意見等がないようでしたら、議事（２）「その他」について、事務局から連絡等ありましたらお願いします。（事務局）事務局の方から連絡事項としまして2点申し上げます。1点目ですが、会議録につきましては、前回同様、事務局で作成後、委員の皆様に確認依頼させていただきます。届きましたらご確認いただき、修正事項等を事務局までご連絡ください。2点目です。今年度は今回で終了となります。また、現委員の皆様の任期は令和７年度末までとさせていただいておりますが、ご異動等の事情によりご後任の方に新委員を委嘱する必要がある場合などにつきましては、年度末に委員の皆様が所属する機関に依頼させていただきますので、お手数をおかけしますが、ご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。（小林会長）では、本日の会議の事項は以上となります。進行を事務局にお返しします。（事務局）委員の皆様、長時間にわたる協議等、お疲れさまでした。これを持ちまして、第２回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。 |